

第 5 4 号 議 案

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部
を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 6 月 1 2 日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例の一部を改正する条例

新宿区環境土木・都市計画事務手数料条例（平成 12 年新宿区条例第 48 号）の一部を次のように改正する。

別表 2 都市計画事務の部 4 の項額の欄第 1 号中「34,000 円」を「39,000 円」に、「65,000 円」を「76,000 円」に、「133,000 円」を「149,000 円」に、「200,000 円」を「225,000 円」に、「261,000 円」を「305,000 円」に、「337,000 円」を「370,000 円」に、「460,000 円」を「497,000 円」に改め、同欄第 2 号中「20,000 円」を「21,000 円」に、「46,000 円」を「51,000 円」に、「100,000 円」を「113,000 円」に、「185,000 円」を「204,000 円」に、「307,000 円」を「340,000 円」に、「415,000 円」を「457,000 円」に、「521,000 円」を「567,000 円」に、「737,000 円」を「795,000 円」に改め、同欄第 3 号中「131,000 円」を「141,000 円」に、「199,000 円」を「215,000 円」に、「292,000 円」を「320,000 円」に、「348,000 円」を「379,000 円」に、「525,000 円」を「573,000 円」に、「599,000 円」を「654,000 円」に、「746,000 円」を「808,000 円」に、「1,004,000 円」を「1,081,000 円」に改め、同部 5 の項中「1,004,000 円」を「1,081,000 円」に、「新たに土地」を「新たな土地」に、「面積に応じ」を「面積に応じて」に、「変更申請」を「変更許可申請」に改め、同部 8 の項中「用紙 1 枚」を「1 件」に改め、同項の次に次のように加える。

8 の 2	都市計画法 施行規則（昭 和 44 年建設省 令第 49 号）第 60 条の規定に 基づく証明書 の交付	証明書の交 付手数料	1 件につき 900 円	交付申 請のとき
8 の 3	宅地造成及 び特定盛土等 規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条 第 1 項の規定 に基づく宅地 造成等に関する 工事の許可	宅地造成等 工事許可申請 手数料	宅地造成等工事許可 申請手数料の額は、許可 申請 1 件につき、次の (1) 及び (2) に掲げる区分に 応じ、次に掲げる額 (1) 宅地造成又は特定 盛土等を行う場合 次 に掲げる盛土又は切 土をする土地の面積	許可申 請のとき

の申請に対する審査

の区分に応じ、次に掲げる額

ア 500 平方メートル以内のもの 20,000 円

イ 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの 34,000 円

ウ 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの 54,000 円

エ 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの 89,000 円

オ 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの 123,000 円

カ 10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの 201,000 円

キ 20,000 平方メートルを超え、40,000 平方メートル以内のもの 220,000 円

ク 40,000 平方メートルを超え、70,000 平方メートル以内のもの 275,000 円

ケ 70,000 平方メートルを超え、100,000 平方メートル以内のもの 364,000 円

コ 100,000 平方メートルを超えるもの 533,000 円

(2) 土石の堆積を行う場合 次に掲げる土石の堆積をする土地の面積の区分に応じ、次に掲げる額

ア 500 平方メートル以内のもの 18,000 円

イ 500 平方メートルを超え、1,000 平方メートル以内のもの

			<p>の 28,000 円</p> <p>ウ 1,000 平方メートルを超え、2,000 平方メートル以内のもの 35,000 円</p> <p>エ 2,000 平方メートルを超え、5,000 平方メートル以内のもの 54,000 円</p> <p>オ 5,000 平方メートルを超え、10,000 平方メートル以内のもの 66,000 円</p> <p>カ 10,000 平方メートルを超え、20,000 平方メートル以内のもの 121,000 円</p> <p>キ 20,000 平方メートルを超え、40,000 平方メートル以内のもの 134,000 円</p> <p>ク 40,000 平方メートルを超え、70,000 平方メートル以内のもの 163,000 円</p> <p>ケ 70,000 平方メートルを超え、100,000 平方メートル以内のもの 207,000 円</p> <p>コ 100,000 平方メートルを超えるもの 292,000 円</p>	
8 の 4	<p>宅地造成及び特定盛土等規制法第 16 条第 1 項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査</p>	<p>宅地造成等工事変更許可申請手数料</p>	<p>宅地造成等工事変更許可申請手数料の額は、変更許可申請 1 件につき、次の(1)及び(2)に掲げる区分に応じ、次に掲げる額</p> <p>(1) 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 変更許可申請 1 件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が 533,000 円を超えるときは、その手数料の額は 533,000 円とする。</p> <p>ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更(イのみに該当する場合を除く。)については、盛土又は切土</p>	<p>変更許可申請のとき</p>

をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じて前の項に規定する額に10分の1を乗じて得た額

イ 新たな土地の盛土又は切土をする土地への編入に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の設計の変更については、新たに編入される盛土又は切土をする土地の面積に応じて前の項に規定する額

ウ その他の変更については、15,000円

(2) 土石の堆積を行う場合 変更許可申請1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が292,000円を超えるときは、その手数料の額は292,000円とする。

ア 土石の堆積に関する工事の設計の変更（イのみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（イに規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じて前の項に規定する額に10分の1を乗じて得

			<p>た額</p> <p>イ 新たな土石の堆積をする土地への編入に係る土石の堆積に関する工事の設計の変更については、新たに編入される土石の堆積をする土地の面積に応じて前の項に規定する額</p> <p>ウ その他の変更については、15,000円</p>	
8の5	宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号）第88条の規定に基づく証明書の交付	証明書の交付手数料	1件につき 900円	交付申請のとき
8の6	宅地造成及び特定盛土等規制法施行条例（令和6年東京都条例第36号）第5条第3項の規定に基づく盛土規制法調書の写しの交付	盛土規制法調書の写しの交付手数料	1件につき 700円	交付申請のとき

別表2 都市計画事務の部中61の4の項を61の6の項とし、61の3の項の次に次のように加える。

61の4	建築基準法施行令第137条の12第6項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の敷地と道路との関係の制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき
61の5	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存の建築物に対する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	既存建築物の道路内の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	1件につき 28,000円	認定申請のとき

別表備考 7 中「向上の一層」を「一層の向上」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 7 月 31 日から施行する。ただし、別表 2 都市計画事務の部中 61 の 4 の項を 61 の 6 の項とし、61 の 3 の項の次に次のように加える改正規定及び同表備考 7 の改正規定は、公布の日から施行する。

（提案理由）

宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 55 号）の施行等に伴い宅地造成等工事許可申請手数料等を新たに定めるとともに、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為の許可を宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）に基づく宅地造成等に関する工事の許可とみなす特例制度が創設されたことに伴い開発行為許可申請手数料等の額を改定するほか、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 5 年政令第 280 号）の施行による建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）の改正に伴い接道義務又は道路内建築制限に適合していない既存建築物の大規模の修繕又は大規模の様替の制限の緩和に係る認定申請手数料を新たに定める必要があるため